

令和8年度

大阪市市民活動推進助成事業（特定事業支援型）募集要項

～市民、企業等が大阪市の市民活動を支援するしくみ～

第1 事業の概要

大阪市では、自主性と多様な価値観に基づき、市民ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができるなどの特性を持つ「市民活動団体」を、行政だけでは解決が困難な課題に取り組む「公共活動の担い手」であり、これからの市民社会を支える主体であると考えています。

大阪市市民活動推進助成事業（特定事業支援型）（以下「本事業」という。）は、ボランティア・NPOなどの市民活動団体による活動が、活発に展開される環境づくりの一環として、市民、企業等の寄附者からの寄附金〔区政推進基金（市民活動支援型）〕のうち、市民活動団体の特定の活動事業を指定して寄附された寄附金を活用し、当該市民活動団体が行う公益性の高い事業を支援するものです。

本事業により、市民活動団体が実施する公益的な活動の活性化を促進するとともに、市民、企業等の寄附を通じた社会参加、社会貢献活動を促し、市民活動の推進をめざします。

■ 本事業に応募する際の留意点（必ずご確認ください）

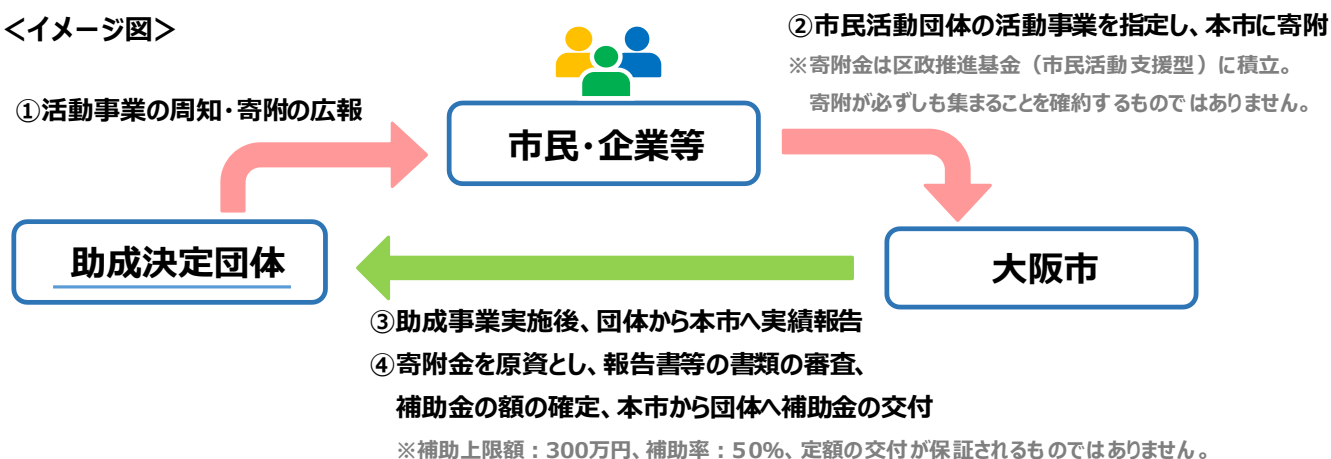
- ・本事業を通じて、寄附者は、共感し支援したい事業を個別に指定して応援することができるほか、個人からの寄附金については「ふるさと寄附金」となることから、市民活動団体（助成決定団体）へ直接寄附する場合と異なり、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・また、事業を実施する助成決定団体は、積極的に事業等の広報活動を行うことにより、寄附を通じて新たな支援者につながる可能性が広がるとともに、今までの支援者に対しても、寄附による税制上の優遇措置があることから、今まで以上の寄附が期待でき、公益的な活動のさらなる実施につながることとなります。
- ・一方で、助成決定団体が行う事業内容に関わらず、「寄附を募集している」ことが伝わらなければ寄附は集まりません。寄附金募集期間中は、新たな支援者の増加や目標額に達するまでの寄附金をめざし、助成決定団体において、積極的な広報活動等の情報発信をお願いします。

(※) 寄附が必ずしも集まることを確約するものではありません。 交付額は集まった寄附金額等によって変動します。定額の交付が保証されるものではありません。

- ・事業を指定して寄附された寄附金は、本市の〔区政推進基金（市民活動支援型）〕に積み立てられ、当該年度の助成事業実施後、当該寄附金を原資とし、団体から本市への実績報告をふまえ、本市にて報告書等の書類の審査、補助金の額の確定を行い、本市から団体あてに補助金の交付を行う流れとなります。（補助上限額：300万円。補助率：50%。下記イメージ図参照。）

（※）助成事業として決定した場合は、寄附者の意向を尊重し、寄附金額が目標額に達しない場合でも、当該事業を実施していただくこととなります。自己資金やその他の事業収入等を見込んだ収支計画を立てたうえでご活用ください。

<イメージ図>



第2 対象／応募要件

1 応募対象者

大阪市民活動推進助成事業補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）第2条に該当する団体
※令和8年度大阪市民活動推進助成事業（一般型）の助成を受ける団体は応募することができない。

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人のうち法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に規定する非営利型一般社団法人又はボランティアグループ等の法人格を有しない非営利活動団体（以下「任意団体」という。）であること。
- （2）大阪市内に事務所を有し、大阪市内で活動を行っていること。
- （3）継続して1年以上の活動実績があること。ただし、特定非営利活動法人がその設立の認証を受けた日又は労働者協同組合がその設立の登記を行った日の前に任意団体として同種の活動を行っていた場合は、当該任意団体としての活動期間を含めることができる。
- （4）[大阪市民活動総合ポータルサイト](#)に利用登録し、直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること。

■市民活動総合ポータルサイト登録要件

大阪市市民活動総合ポータルサイト(<https://kyodo-portal.city.osaka.jp>)の登録対象になる団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

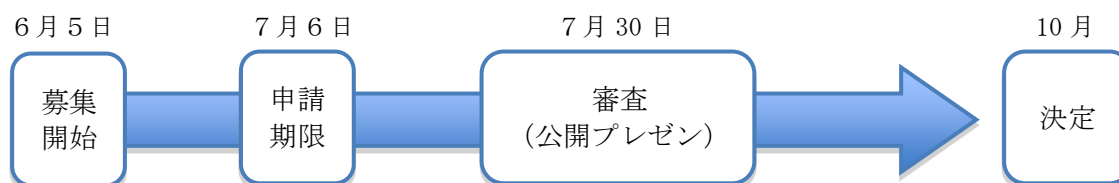
- (1) 次のいずれかに該当する団体であること
 - ア 大阪市内で活動を行う市民活動団体
 - イ 大阪市内で社会貢献活動を行う企業等
 - ウ 大阪市内に所在する行政機関又はまちづくりセンター（市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的として、各区の委託により設置されている体制をいう。以下同じ。）
- (2) 団体の活動の目的が[大阪市市民活動推進条例](#)第2条第1号イからエに掲げる内容に該当しないこと
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体でないこと
- (4) 法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (5) 大阪市市民活動総合ポータルサイトに登録する自らの団体に関する情報を定期的に更新するなど、常に最新の情報を発信する意思を有していること
- (6) [大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要綱](#)の規定を遵守すること

2 応募対象事業

- ・ 令和8年10月1日から令和9年3月31日までに実施する、大阪市の地域課題・社会課題の解決を目的とする公益的な事業（2事業）を募集する。（営利を目的とする事業は不可）※事業の実施年数は問わない。
- ・ 令和8年10月1日現在、大阪市からの他の助成や補助を受けていない事業に限る。（大阪市以外からの助成等を受けている事業は可）
- ・ 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで、他からの受託事業として実施していない事業に限る。

第3 選考

1 スケジュール



2 選考方法

申請者より提出された申請書類により、応募要件を満たしていることを市民局において確認するとともに、次の方法により、事業ごとに審査・選考を実施し、助成事業として2事業を決定する。

審査日程・場所 (予定)	審査・選考方法	
令和8年 7月30日(木) 場所：大阪市役所	公開 プレゼンテーション (※2)	運営会議(※1)における委員の意見聴取を経て、市民局において助成事業(2事業)を審査・選考

(※1) 運営会議：外部有識者等で構成する「大阪市市民活動推進事業運営会議」

(※2) パワーポイント等を活用したプレゼンテーション

(注意事項)

- ・ 本審査に出席できない場合は、選考対象外とする。
- ・ 本審査の詳細は、申請書類により応募要件を満たしていることを確認した団体あてに事務局から通知する。

3 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
公益性	・ 大阪市の現状及び地域課題・社会課題を踏まえた事業となっているか。 ・ 事業の成果が市民に還元されるものであるか。	15点
実現性	・ 上記課題解決に向けて、事業の内容や手法、スケジュールが適切なものとなっているか。 ・ 応募した事業を担う体制ができているか。 ・ 応募した事業を確実に実施できる資金計画を立てられているか。 ・ 事業実施に係る寄附金を集めるための広報手法を有しているか。	40点
先駆性	・ これまで取り組まれていなかった課題や分野に取り組んでいるか。 ・ 従来にない新しい手法や発想・視点が盛り込まれているか。	10点
協働性	・ 他の団体や地域との連携・協働によって実施されるものであるか。または事業実施によって連携・協働が促進されるものであるか。	15点
波及性	・ 事業に広がり(※)が期待でき、大阪市域内に限らずさまざまな地域で広く活用・応用できる見込みがある事業であるか。 ※他団体へ同様の活動が波及する。事業を実施することにより、その効果が広く波及する。等	10点
発展性	・ 事業収入や支援者の拡大が期待でき、自立に向けた工夫がされた事業であるか。	10点
合計		100点

第4 応募

※1団体につき1事業のみの応募とする。

※令和8年度大阪市市民活動推進助成事業（一般型）の助成を受ける団体は応募することができない。

1 提出書類

大阪市市民活動推進助成事業応募申請書とともに、次の書類を提出してください。

ア 大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請書（提出書類 特定ーア）

イ 申請事業に関する事業計画書（提出書類 特定ーイ）

ウ 申請事業に関する収支予算書（提出書類 特定ーウ）

※収支予算書に記載された支出額は、その根拠を確認するため、積算明細書・カタログ
写し・見積書写し等算出根拠資料を添付すること。

エ 申出内容誓約書（提出書類 特定ーエ）

オ 申請団体の事業計画書・収支予算書（団体作成のもので、令和8年度のもの）

※申請事業以外の事業計画、収支予算も含めたもの

カ 申請団体の事業報告書・収支計算書（団体作成のもので、直近年度のもの（市民活動総合
ポータルサイト掲載のもので可））

※申請事業以外の事業計画、収支予算も含めたもの

キ 定款の写し

任意団体にあっては、団体の規約・会則、役員名簿、直近の総会資料

※ただし、これらの資料により代表者を定めたときの方法や日付等が確認できない場合
は、別に、代表者資格証明書（提出書類 特定ーオ）及び代表者を定めたときの議事録
の謄本又は抄本（書類の枚数が多いとき）又はこれに代わる書類を提出すること。

ク 【一般社団法人のみ】非営利型法人の要件確認書（提出書類 特定ーカ）、申請団体の決
算書（団体作成のもので、直近年度のもの）

【留意事項】

※ 記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象外となる可能性がある。

※ 提出された申請書類は審査と本要綱及びこの募集要項にかかる事務以外の目的には使用しないが、大阪市情報公開条例第2条第2項による公文書となるため、情報公開の請求があれば、非公開情報を除き、公開の対象となる。

※ 提出された申請書類は返却不可。

※ 提出書類は、すべてA4サイズとすること。

2 提出部数

1部（データでも可。その場合には紙書類の提出は不要。）

※ 紙で提出する場合は、ホッチキス等により綴じないこと。

※ 事業パンフレット等の印刷物があれば、あわせて提出すること。

（コピーやデータでの提出も可。）

提出書類	部数
ア 大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請書（提出書類 特定ーア）	1部
イ 申請事業に関する事業計画書（提出書類 特定ーイ）	
ウ 申請事業に関する収支予算書（提出書類 特定ーウ）	
上記、算出根拠資料	
エ 申出内容誓約書（提出書類 特定ーエ）	
オ 申請団体の事業計画書・収支予算書	
カ 申請団体の事業報告書・収支計算書	
キ 定款の写し（任意団体にあっては、団体の規約・会則、役員名簿、直近の総会資料）	
ク 【一般社団法人のみ】非営利型法人の要件確認書（提出書類 特定ーカ）、申請団体の決算書	

3 提出書類の受付

※必ず事務局あて「受信確認の連絡」又は「送付した旨の連絡」を下記のとおり行うこと。「持込」の場合は、事務局あてに「事前に来庁予定日時を電話又はメールにより連絡」すること。

■メールの場合

受付期間 令和8年7月6日（月）午後5時30分まで

※ 事業パンフレット等の印刷物については、別途郵送での提出も可とする。

※ 「受信確認の連絡」を「電話」により行うこと。

■郵送・メール便等の場合

受付期限 令和8年7月6日（月）当日消印有効

※ 7月7日以降の消印押印分は、受付不可。

※ 「送付した旨の連絡」を「電話又はメール」により行うこと。

■持込の場合

受付期間 令和8年7月6日（月）まで

受付時間 午前9時から午後5時30分まで

※ ただし、土曜日、日曜日、祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く。

■応募先・お問合せ先（事務局）

大阪市市民局区政支援室地域力担当（地域連携グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号（市役所本庁舎4階北側）

TEL：06-6208-7344

E-mail：ca0027@city.osaka.lg.jp

第5 助成

1 助成内容

(1) 助成金交付

(ア) 対象経費

本要綱第4条に基づく対象事業にかかる事業費

- ※ 団体運営に関する管理費は対象外とする（注1）。
- ※ 事業実施期間中に購入、納品、使用、支払いされるものに限る。
- ※ 下記以外の経費、飲食費、備品（購入単価5万円以上の物品及び購入単価5千円以上の図書）購入経費は対象外とする。また、助成事業以外の費用と混在するなど、助成事業にかかる経費が明確でないものは対象外とする（注2）。

(参考) 対象経費の一例

経費区分	補助対象経費
旅費・交通費	公共交通機関、タクシーの利用や宿泊に係る経費、高速道路通行料
通信運搬費	運搬に要する費用（切手、はがき、宅配便の料金等）、電話（電話料金等）、インターネットプロバイダー料金
印刷製本費	広報用チラシ・会議報告書などの印刷経費、コピー代
消耗品費	購入単価5万円未満の文具等の購入経費、 購入単価5千円未満の図書の購入経費
燃料・光熱水費	光熱水費、事業用車両のガソリン代
使用料及賃借料	会議室やイベント会場使用料（会議室使用に付随する設備等賃料を含む（プロジェクター、スクリーン等））、備品のリース・レンタル料、レンタカー代
保険料	事業の参加者を対象とした保険料、ボランティアスタッフ等を対象とした保険料
諸謝金	講習会、講演会、研修会等の講師謝礼、有償ボランティアスタッフに対する謝礼（交通費含む）
人件費	事業に携わる雇用契約のあるスタッフへの報酬（社会保険料負担を含む）（ただし、大阪市が定める様式を提出できる場合に限りま す。申請団体役職員である場合には申請事業に従事する実勤務時間 数分以外は対象外）
広告料	新聞、雑誌等への広告の掲載に要する経費
研修参加費	研修への参加に必要な、参加料や資料代などの経費
委託料	チラシ・WEB等のデザイン業務の委託に要する経費 ※ 事業の全部を委託（再委託）することはできない
手数料	振込手数料などの経費

※対象外となる経費の具体例

- ・（注1）団体の事務所賃借料や光熱水費等
（ただし、助成事業の実施のみに使用する事務所等であれば対象となる）
- ・（注2）他事業も実施している事務所に設置するコピーの使用料
（ただし、カウンターの設置などにより、助成事業に使用する枚数が明確に把握できる場合は対象となる）

（イ）助成金額

助成決定事業については、令和8年度に助成決定団体の積極的な広報活動により集まった寄附金額を財源として、1事業あたり300万円を上限【※】に助成決定団体へ補助金として交付する。

※交付を受けようとする補助金の目標額（以下「目標額」という。）の1事業あたりの上限額は300万円。なお、寄附金募集期間において目標額を達成せず、寄附金額が目標額を下回る場合は、当該寄附金額が助成金額の上限額となる。

※補助対象経費の2分の1以内、千円未満切捨て。

※助成金額については、本要綱第7条第1項に規定する補助金の交付決定額どおりに交付されない場合がある。

※大阪市以外からの助成、補助（民間からの助成・補助は除く）と本助成金の合計金額（収支予算書 a 欄の額）が助成(補助)対象経費総額（収支予算書 B 欄の額）を上回ることはできない。

（ウ）助成対象分野

本要綱別表1のとおり

別表1（第3条関係） 特定非営利活動促進法に定める活動分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(2) 広報支援

大阪市ホームページ等の活用や、依頼可能な市関連施設【※1】への事業に関するチラシ等の配架協力依頼【※2】などにより、助成事業の広報的な支援を行う。

【※1】 依頼可能な市関連施設を確認したい場合は、事務局までお問合せください。

【※2】 配架の可否については、施設側の判断となります。

(3) 事業報告会の開催

有識者等からのアドバイスを受け、今後の活動に生かしていくとともに、他団体との交流や寄附者等との意見交換等を通じ、今後の自立的な活動に繋げることを目的に開催する。

(4) その他

大阪市が実施する市民活動の活性化に向けたさまざまな支援ツールの紹介

- ・大阪市地域公共人材の派遣
- ・市民活動総合ポータルサイトの活用

2 助成事業決定後のスケジュール

(1) 交付決定通知

令和8年10月1日（予定）（文書通知）

(2) オリエンテーション

令和8年10月上旬（予定）

助成決定団体に対し、当事業の事務手続の説明会を実施

(3) 寄附金の募集

令和8年10月～12月（予定）

寄附金の受入の窓口となる寄附金募集の情報を大阪市ホームページに掲載し、事務局が、各団体の助成決定事業ごとに、寄附申込書の受付を行う。

※大阪市ホームページへの掲載は、寄附が必ずしも集まることを確約するものではありません。

寄附金募集期間の途中であっても、目標額を達成した時点で、寄附金の募集を終了する。

また、寄附者より終了時点までに寄附申込書を提出いただいておりますが、ご寄附いただいた場合の目標額を超えた寄附金額については、当該事業が属する活用分野を指定して寄附された寄附金として扱うものとする。

(4) 寄附金の募集に関する情報発信

令和8年10月～目標額に達するまで

寄附金募集期間中は、新たな支援者の増加や目標額に達するまでの寄附金をめざし、助成決定団体が、積極的に広報活動等情報発信を行う。

(5) 助成金の実績報告

助成事業終了後、10日以内（令和9年3月31日までの実施事業の場合は、令和9年3月31日）に実績報告書、収支決算書等と助成金の精算にかかる証拠書類（発注書、納品書、領収書、支払書等）を提出すること。また、助成金を用いて作成したチラシ等、現物による執行確認のほか、必要に応じて現地確認を行う場合がある。

(6) 助成金の支払い

事業実施後の確定払い。

(7) 事業の最終報告会

令和9年5～6月頃

取組の状況成果等について報告会を実施する。半年間の事業成果を振り返り、寄附者等との意見交換等を通じ、今後の自立的な活動につなげることを目的とする。

(8) 助成期間終了後のヒアリング・アンケート等

当事業の事業実施期間は令和9年3月31日までだが、助成期間終了後の事業の進捗状況等について、今後の参考のために、助成決定団体に随時、ヒアリングやアンケート等を要請する場合がある。

※ 事業実施期間中、事業進捗状況を確認するため、活動現場の見学や活動状況の報告を求める場合がある。

3 助成金の交付に関する留意事項

助成金の交付に関する事項は、本要綱に定めたとおりとする。

(1) 募集期間内に寄附金額が目標額に達しない場合等の取扱い

(ア) 目標額に達しない場合

① 本事業は、事業内容に賛同した寄附者からの寄附金を原資とし、市民活動団体の特定の事業の支援を行うものであるため、寄附者の意向を尊重し、目標額に達しない分を当該団体の自己資金を充て、計画した事業内容を実施する。

ただし、計画した事業内容の本質に影響を及ぼさない合理的な範囲での変更は、大阪市が確認のうえ、認めるものとする。

② 当該事業の実施が困難であるため、やむを得ず当該事業の中止又は廃止を行う。

※ 当該事業を実施しなかった場合や計画の変更により事業内容の本質が変わる場合などは、助成金を交付しないことがある。

※ 事業実施期間中の事業内容等の変更、事業の中止又は廃止に関する事項は、本要綱第10条に定めたとおりとする。

(イ) その他

寄附金募集に際しては、寄附者にあらかじめ以下の条件を明示して募集する。

・ 寄附者は、返礼品を希望することができない。

- ・ 寄附金は、「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市市民活動推進事業運営会議による意見を経て、大阪市が支援金額を決定し、当該事業に活用する。当該事業に係る補助金の目標額を達成した時点で寄附金の募集を終了する。
- ・ 「寄附者より募集終了時点までに寄附申込書を提出いただいておりますご寄附いただいた場合の目標額を超えた分の寄附金」及び「やむを得ず事業の実施が困難な場合など助成金として交付されなかった分の寄附金」については、当該事業が属する活用分野を指定して寄附された寄附金として扱うものとする。
- ・ 計画した事業内容の本質に影響を及ぼさない範囲で、当初の計画より事業内容を変更して実施する場合がある。

(2) 交付決定後の変更（本要綱第 10 条）

事業実施期間中に、助成事業の変更等が生じた場合は、速やかに事務局まで届け出ること。

(3) 決定の取り消し（本要綱第 19 条、第 20 条及び第 21 条）

交付条件に違反したときや、虚偽の申請、報告又は不正な行為によって助成金の交付を受けたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消す場合がある。

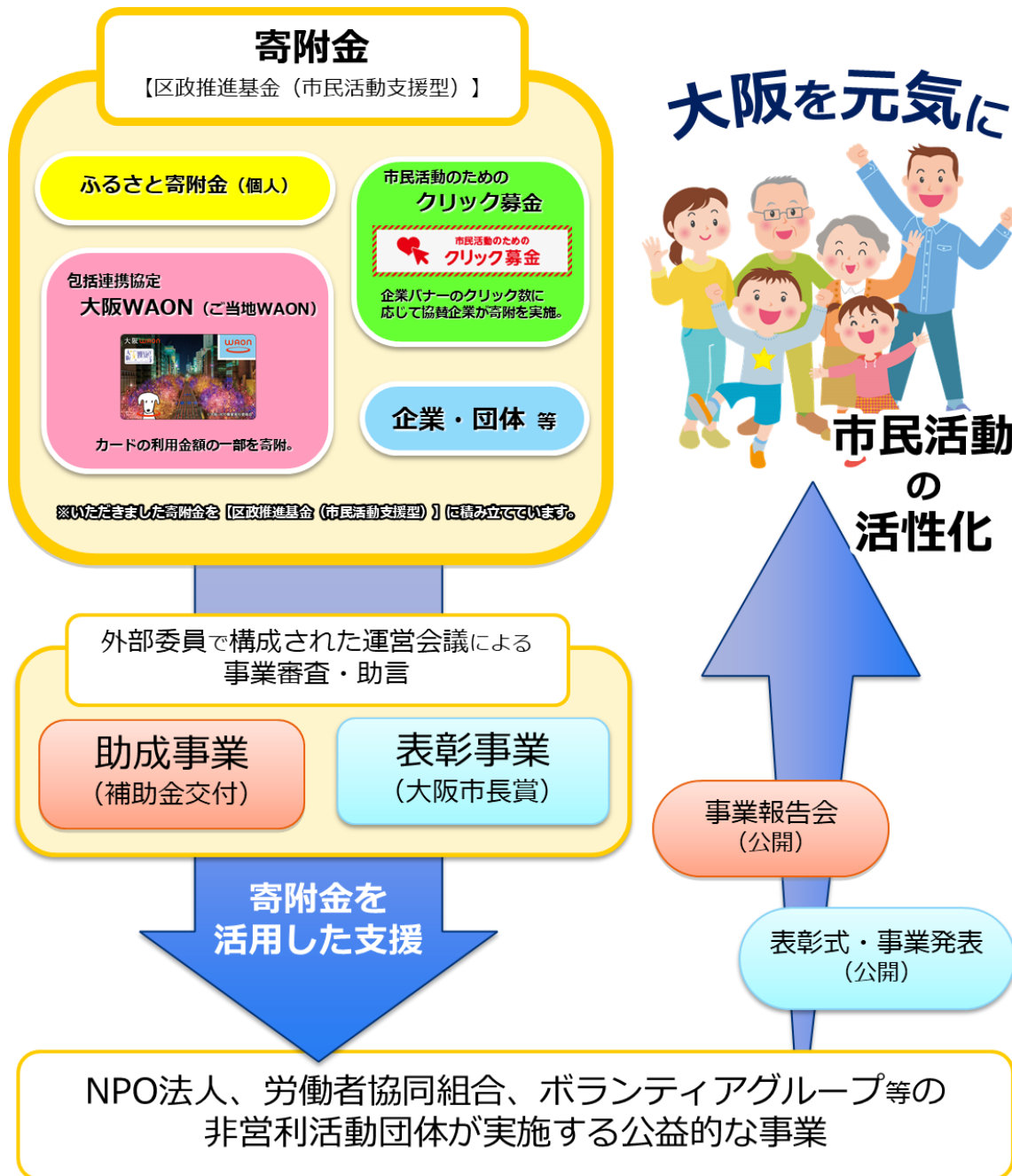
交付決定が取り消された場合、すでに補助金が交付されている時は、その助成金を返還すること。

(4) 書類の保管（本要綱第 22 条）

助成金の実績報告に関する書類、帳簿等を常に整備し、本要綱第 17 条の通知を受けた日から、5 年間保存すること。

第6 事業の仕組み（参考）

市民の皆さまや、企業からの寄附金〔区政推進基金（市民活動支援型）〕を活用し、市民活動団体が行う公益性の高い事業を支援。



※「ふるさと寄附金」とは

生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、寄附することにより、その年分の所得税及び翌年度分の個人市・府民税から、支払った寄附金額に応じて一定額を控除する制度であり、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。

※「クリック募金」とは

事業の趣旨にご賛同いただいた協賛企業等のバナーをクリックすることで、協賛企業等からクリック数に応じた金額を大阪市にご寄附いただき、大阪市市民活動推進助成事業へ活用するシステムです。



【クリック募金協賛企業】（令和8年4月1日現在）※50音順

愛眼株式会社、アスト株式会社、大阪シティ信用金庫、大阪信用金庫、株式会社クーバル、クジラ株式会社、株式会社ココロ、株式会社五大、センコー株式会社、株式会社日伝、株式会社ハヤシコーポレーション、株式会社一二三工業所、株式会社フォーシックス、株式会社宮田運輸

※「大阪WAON」とは

イオングループの企業が発行する、地域貢献型のご当地 WAON(電子マネー)カードの大阪市版です。

このカードを利用いただくことで、その利用金額の一部を大阪市に寄附いただき、大阪市市民活動推進助成事業へ活用するしくみです。



【大阪WAONによるご寄附いただいた企業】

イオンリテール株式会社、株式会社ダイエー

【その他令和6年度にご寄附いただいた団体・企業等】

39者

(参考) 令和7年度の寄附金の状況（納付期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

合計：10,229,716円

大阪市市民活動推進助成事業ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000182344.html>